

事 務 連 絡
平成24年6月22日

北海道電力、関西電力、四国電力又は九州電力から
電力供給される道府県医療主管部（局） 御中

（北海道、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医政局国立病院課

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、国民各層に節電の協力を呼びかけており、計画停電は不実施が原則とされています。しかしながら、電力需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関しては、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、セーフティネットとしての計画停電が実施される可能性もあります（別添1）。

医療機関等につきましては、仮に計画停電が実施された場合においても、医療機関や在宅で医療機器を使用している患者の生命・健康に支障が生じないように、適切に対応することが求められます。

計画停電に係る医療機関等の対応については、平成24年5月31日付け事務連絡においても準備を進めるよう依頼したところですが、貴管内の医療機関等に対して、セーフティネットとしての計画停電時における対応について下記のとおり、改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、医療機器製造販売業者関係団体にも、同趣旨の周知を行っておりますので、十分な連携のうえ、ご対応ください。

記

1. 計画停電の実施について

計画停電の1回の停電時間は2時間程度です。各停電時間帯は、電力会社から公表される計画停電の月間カレンダー、グループ割り・サブグループ割りにて確認することができます（別添2）。

計画停電を実施する際の手順は以下を予定しています。

- ① 他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ② 当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報（続報）」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③ 引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④ 引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

（注）大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する場合があります。

各道府県、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器製造販売業者におかれましては、月間カレンダーを確認のうえ、日頃から、計画停電に関する政府からの発表や報道等に御注意くださいますようお願いいたします。

また、月間カレンダーで、電力需給がひっ迫する可能性のある時間には、可能な限り人工透析や手術等を避けるなど、あらかじめ計画的な日程を組むなどの対応をお願いいたします。

2. 計画停電等に備えた事前の対応について

万が一の計画停電が実施された場合等に備え、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器製造販売業者においては、改めて下記の取組の徹底をお願いいたします。

- (1) 自家発電装置を有する医療機関においては、装置の点検や燃料の確保を行うこと。
- (2) 医療機関においては、医療機器製造販売業者と連携し、停電時における医療機器等の取扱い方法を前もって確認し、停電解消時に速やかに復旧できるよう対応すること。また、計画停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがあるので、計画停電時における水道や都市ガスの状況については、契約の水道局やガス会社等に確認するとともに、止まる恐れがある場合は、十分な貯水をする、代替燃料を確保する等、対応を確認しておくこと。
- (3) 在宅医療機器を使用している患者を担当する医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、医療機器製造販売業者と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 担当する在宅療養患者について、以下の点に係る注意喚起や確認を行うこと。
 - ・ 人工呼吸器を恒常的に使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・ 酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用方の再確認

- ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
- ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を行うこと。
 - ③ 必要に応じて、連携する医療機関と相談のうえ、停電時における外来での電源の確保や、一時入院などの対応について確認しておくこと。
 - ④ 担当する在宅療養患者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておくこと。
 - ⑤ 担当する在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、各患者が使用している医療機器製造販売業者の相談窓口、道府県並びに独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び社団法人全国社会保険協会連合会等の運営する医療機関（以下「国立病院機構等」という。）の緊急相談窓口等について周知すること。
 - ⑥ やむを得ず担当する在宅療養患者が電力会社からの貸与等により小型発電機を使用する場合には、医療機器製造販売業者に対して、在宅療養患者に関する情報提供を行うとともに、医療機器製造販売業者及び電力会社と協力して、安全性に配慮した使用方法の確認等を行うこと。
 - ⑦ 計画停電により、水道等が止まるおそれがあるので、在宅人工透析を行う患者等の対応を確認すること。
- (4) 医療機器製造販売業者においては、医療機関等と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
- ① 各製造販売業者の顧客である在宅療養患者について、以下の点に係る確認や注意喚起を行うこと。
 - ・ 人工呼吸器を恒常的に使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・ 酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用方法的再確認
 - ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、医師と相談の上、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を速やかに行うこと。
 - ③ 各製造販売業者の顧客である在宅療養患者に対し、停電の際の対応について、担当の医療機関等と事前に相談しておくよう注意喚起すること。
 - ④ 各製造販売業者の顧客である在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、医療機器製造販売業者の相談窓口、国立病院機構等の緊急相談窓口等について周知すること。
 - ⑤ 各製造販売業者において、外部バッテリーの在庫を十分確認し、適切に対応すること。
 - ⑥ やむを得ず各製造販売業者の顧客である在宅療養患者が電力会社からの貸与等により小型発電機を使用する場合には、医療機関及び電力会社と協力して安全性に配慮した使用方法の確認を行う等、適切に対応すること。

(5) 人工呼吸器等を使用する在宅療養患者の緊急相談窓口

北海道電力、関西電力、四国電力又は九州電力から電力供給される道府県並びに独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び社団法人全国社会保険協会連合会等の運営する医療機関において、人工呼吸器を利用する在宅療養患者の緊急相談窓口を設置し（別添3及び4参照）、平成24年6月27日（水）から、各種相談に応じるとともに、医療機関では状況に応じて緊急一時入院の受入れを実施しておりますので、医療機関及び訪問看護ステーション等におかれては、必要に応じて御活用ください。

3. 電力需給ひっ迫警報が発出され、計画停電が実施される場合の対応について

前日18時を目途に、政府から、「需給ひっ迫警報」が発令された場合には、各道府県においては、貴管内の医療機関及び訪問看護ステーションに対し、必要に応じて電話連絡するなど、その旨を周知していただくとともに、医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、上記2.の取組について、再度の確認・徹底をお願いいたします。また、医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、必要に応じて、上記(5)の相談窓口等も活用しつつ、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等の対応もお願いいたします。

また、実際に計画停電が実施された場合にも、医療機関及び訪問看護ステーションにおいて、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等、必要な対応をお願いいたします。

4. 停電による問題発生事例の情報提供のお願い

各道府県におかれましては、計画停電の実施や不測の停電に際して、管内の医療機関や在宅療養患者について問題等が発生した場合には、今後の対策を講じる際の参考とするため、別紙様式により随時御連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） 木本、藤本
（電話）03-5253-1111（内線）2518、2519
厚生労働省医政局指導課（電力確保チーム） 新谷
（電話）03-5253-1111（内線）2521
厚生労働省医政局経済課（電力確保チーム） 馬場
（電話）03-5253-1111（内線）2534

【参考資料】

別添1：セーフティネットとしての計画停電について

※ 以上、平成24年6月22日電力需給に関する検討会合・エネルギー環境会議決定

エネルギー・環境会議：<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html>

電力需給に関する検討会合：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html

- 別添 2 : 計画停電を実施する場合の月間カレンダー及びグループ割りの確認方法等
- 別添 3 : 計画停電時の「人工呼吸器等を使用する在宅療養患者」への相談窓口（都道府県）
- 別添 4 : 計画停電時の「人工呼吸器等を使用する在宅療養患者」への相談窓口（医療機関）
- 別添 5 : 在宅人工呼吸器等を取扱う医療機器製造販売業者（参考）

送付先：厚生労働省医政局電力確保チーム（FAX：03-3501-2048）

別紙様式

計画停電実施時の問題発生事例（情報提供）

道府県名	
病院での対応に関する事項	_____月 _____日 _____時頃
診療所での対応に関する事項	_____月 _____日 _____時頃
在宅医療に関する事項	_____月 _____日 _____時頃